

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

～保護者から依頼があった場合～

1. 当該児童等について

- ☐ てんかん発作について、把握している。
- ☐ 生活指導表等が提出されている。
- ☐ 学校生活における配慮事項について、全教職員で共有できている。

入学時、転入時、初めて発作が起きた時などに新たに相談があった場合は、保護者との面談等を通じて、その病状や、学校生活における配慮事項について聴き取りを行う。必要に応じて、当該児童等の生活指導表等の提出を依頼する。

2. 口腔用液（ブコラム®）の投与について

（令和4年7月22日付事務連絡「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」参照）

【4つの条件】

- ☐ 書面による医師からの指示
- ☐ 保護者からの具体的な依頼
- ☐ 当該児童等の本人の確認及び留意事項* の順守（*書面の記載事項）
- ☐ ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診

【医師法第17条の解釈について】

児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員等が、口腔用液（ブコラム®）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

→貴見のとおり。

てんかんという疾病の特性上、プライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

3. 学校の体制について

- ☐ 当該児童等の病状や学校における配慮事項について、全教職員で共通理解する。
- ☐ 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について、医師からの指示や保護者からの依頼内容について、全教職員で共通理解する。
- ☐ 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の使い方について、校内で研修を実施する。



- 「ブコラム.jp」（武田薬品工業株式会社）は、てんかん重積状態でブコラム口腔用液を使用される患者さんまたはその介護者の方のための情報サイトです。「ブコラム®使い方ガイドブック」、投与方法ムービーなどが掲載されています。
- 武田薬品工業株式会社では、ブコラム練習用形状見本の無償貸与が行われています。無償貸与を希望する場合は、貸与基準を確認し、申し込みフォームより申し込むことができます。
- 口腔用液（ブコラム®）の使い方や校内研修等について、お困りの場合は学校薬剤師に御相談ください。

- ☐ 緊急時における校内体制、役割分担や連絡先等について確認し、全教職員で共通理解をしておく。
- ☐ 口腔用液（ブコラム®）の保管場所について共通理解しておく。（「ブコラム®使い方ガイドブック」P13参照）
- ☐ 口腔用液（ブコラム®）の製品期限について確認しておく。
- ☐ 新年度や指示内容に変更があった場合には、保護者と連携し、依頼内容について再確認する。